

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書「3. 業務の内容（3）ワーキンググループの開催」において、「イ）会場手配」での想定が「100名程度収容可能な会場にて、50名手程度から100名程度収容見込みのWGを10回程度」とあるが、会場では「50名程度から100名程度」の収容を必ず想定する必要があるか。以下のような場合は、環境省担当官と都度協議の上、開催方法を決定することは可能か。 ・「（21世紀行動原則）署名機関から無償提供を想定している会場」について、100名程度収容可能でオンライン併用可能な会場の提供が困難な場合 ・オンライン参加者の割合が多く、100名収容可能な会場を手配する必要がないと考えられる場合	手配できる会場の状況、参加人数に応じて都度協議することに問題ありません。
2	仕様書「3. 業務の内容（3）ワーキンググループの開催」において、「ニ）プログラム及び当日資料の作成」にある会場に応じたA4判白黒両面の当日資料はオンライン参加者には電子ファイル（PDF等）を配布すると考えても良いか。	問題ありません。
3	仕様書「6. 著作権等の扱い」における「（7）本業務に関する過年度の報告書は、下記ホームページにおいて閲覧可能である。」について、閲覧可能なホームページは、「データカタログサイトe-Gov データポータル」https://data.e-gov.go.jp/info/ja/topか。	当該報告書は公開されていないため、仕様書8.(7)は削除いたします。
4	仕様書 別添「1. 報告書等の仕様及び記載事項」における「2. 電子データの仕様」について、Windows10のサポート終了（2025年10月14日予定）後は表示可能かの確認ができない場合もあるが、Windows11で表示が確認できたものでも可能か。	Windows11で表示可能なもので問題ありません。